

大規模イベント関連商品開発支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 大規模イベント関連商品開発支援事業補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号。以下「交付規則」という。）、産業労働部産業技術課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）およびこの要領で定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「製造業者等」とは、福井県内に本社を有し、製造業（日本標準産業分類の大分類E）を営む企業（個人事業主を含む）または中小企業協同組合等団体（以下「団体」という。）および関連する卸売業を営む企業または団体をいう。
- (2)「企業によるグループ」とは、2社以上の企業または団体によるグループで、構成員の過半数が製造業者等からなるグループをいう。

(目的)

第3条 2025年春開催予定のふくい桜マラソン2025や、同年開催予定の大阪・関西万博等の大規模イベントを商機として捉え、本県の製造業者等または企業によるグループが行う新商品開発等を支援し、本県産業の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）ごとに別紙に定める者
- (2) 申請事業に係る自主財源分について、国または地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補助事業による補助を受けていない者

(欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営または運営に実質的に関与している個人または法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、または雇用している個人または法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等もしくは第三者の不正な利益を図る目的またはその属する法人もしくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している個人または法人等
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している個人または法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等
- (8) 役員等が、暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人または法人等

- 2 知事が交付規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、交付規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、交付規則第17条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業等)

第6条 補助事業、補助率、補助限度額および補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別紙のとおりとする。

(事業計画の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号）1通を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第8条 知事は、計画書の提出があったときは、その内容が補助金の交付の目的等に適合するものであるかどうかを審査し、審査結果を提出者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 前条の規定により採択の通知を受けた者は、交付規則第4条の規定に基づき、交付申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を控除して申請しなければならない。

(交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、交付規則第5条および同規則第6条の規定に基づき補助金交付の決定を行い、同規則第7条の規定に基づき申請者に交付の決定を通知する。

(補助金の交付の条件)

第11条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の総額の20%を超えない増額および減額もしくは経費区分の配分の20%を超えない変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助金の交付の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助金の額の確定後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を福井県に納入させることがあること。

2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、交付規則第10条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して1か月以内または補助事業に係る会計年度が終了した日から10日以内のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（是正命令等）

第15条 知事は、前条に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときには、前条の規定に準じる実績報告を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、交付規則第13条の規定に基づき、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第17条 この補助金は、交付規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められる場合は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（財産保管の義務および処分の制限）

第18条 補助事業者は、当該補助事業により取得したまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第7号の別紙4）を備え、その写し1通を知事に提出するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵

省令第15号)において規定された耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件と交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、補助事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく取得財産等の処分等による収入金報告書(様式第10号)を提出させるものとする。
- 4 知事は、第2項の承認をした、または前項の収入の報告があった補助事業者に対し、当該取得財産等の残存価額(圧縮記帳を行わない価額)または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。
- 5 知事は、補助事業者が取得財産等に移設するときは遅滞なく取得財産(機械装置等)の移設届出書(様式第11号)を提出させるものとする。

(交付決定の取り消し)

第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付規則第16条の規定に基づき、交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助目的以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(補助金の返還)

第20条 知事は、交付決定を取り消す場合において、既に補助金の交付がされているときは、交付規則第17条の規定に基づき、交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額および地方消費税額の額の確定に伴う報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全額または一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(成果の報告等)

第23条 補助事業者は、知事から補助事業の成果等についての報告等を求められたときは、それに協力しなければならない。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月6日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月22日から適用する。

(1) 新商品開発支援

①事業の内容

ふくい桜マラソンや大阪・関西万博等のイベント内容に直結する最終製品を新たに開発する際に行う試作品の開発や実証・実験

②補助事業者

- (1) 製造業者等・・・福井県内に本社を有し、製造業（日本標準産業分類の大分類E）を営む企業（個人事業主を含む）または団体および関連する卸売業を営む企業または団体
- (2) 企業によるグループ・・・2社以上の企業または団体によるグループで、構成員の過半数が製造業者等からなるグループ

※申請にあたってはグループの代表者を決め、グループの代表者名で申請すること。この場合、代表者が行う事業に限らず構成員が行う事業も対象とすることができるものとする。代表事業者は構成員の当該事業に係る支出の証拠書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）を取りまとめ、検査時に備えておくこと。また、補助金交付申請の際は、構成員は代表事業者に対して、自社分の補助対象経費に係る補助金の請求を委任状にて委任すること。代表事業者は経費負担分に応じて補助金を構成員に分配すること。なお、構成員との取引に係る経費（機器の貸借費や加工費、物品の購入費等）は補助対象外とする。

③補助率

1 / 2

④補助限度額

製造業者等：2,000千円 企業によるグループ：3,000千円

⑤補助事業の例・想定

- ・マラソンウェアの共同開発
- ・パビリオン出展品の開発 等

⑥補助対象経費

下表のとおりとする。

経費区分	経費内訳	内容
事業費	原材料費	・ 試作品開発・実証試験のための原料、副資材等の購入に要する経費（織物を作るための繊維、樹脂製品を作るための樹脂ペレット等）
	試作品製作用機械装置費	・ 試作品製作用・実証試験用の機械装置または工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・ 試作品製作用・実証試験用の機械装置または工具・器具を製作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費 (なお、「改良」とは、機能を高め、または耐久性を増すための行為をいい、「修繕」とは、機能を維持するために行う修理、保守をいう)
	外注加工費	・ 試作品開発・実証試験のための原材料等の再加工等の外注を行う場合に外注先への支払いに要する経費 ※外注加工とは、明確な仕様書を作成して加工等を依頼する

		<p>もので、研究開発要素を含まないものとする</p> <p>※ただし、分析試験等において、福井県が設置した公設試験研究機関等に支払う経費等は補助対象外</p> <p>※機械装置や工具・器具の部品等を外注で作成・加工する場合は、機械装置費とする</p> <p>※外注先が機器・設備等を購入する費用は補助対象外</p>
	専門家謝金	<p>・外部からの技術指導等を受ける場合の専門家に支払われる謝金および旅費等の経費</p> <p>※自社の社員の旅費は補助対象外</p> <p>※福井県が設置した公設試験研究機関および（公財）ふくい産業支援センターに支払う経費は補助対象外</p> <p>※海外旅費は補助対象外</p>
	産業財産権取得費	<p>・商品開発と密接に関連し、販路開拓に必要となる商標、意匠等の産業財産権取得に必要な経費（弁理士への手続き代行費用等）</p> <p>※ただし、補助対象期間中に契約および支払いがなされるものに限る。</p> <p>※以下は補助対象外とする。</p> <p>・海外への出願に要する経費</p> <p>・日本特許庁に納付される経費（特許出願手数料、審査請求料及び特許料等）</p>
	その他経費	<p>・通信運搬費、雑役務費、実証試験に必要な経費等その他知事が特に必要と認めたもの</p>

※印刷やシールの貼付等により既存の商品にイベントのロゴを入れるだけの場合（ロゴ入れのみを外注する場合も含む）は対象外

※Web ページの作成やアプリケーションプログラムなどのソフトウェアの作成は対象外

(2) ノベルティグッズ等開発支援

①事業の内容

ふくい桜マラソンや大阪・関西万博等に関連したノベルティグッズまたは販売用の記念グッズ等の最終製品の開発

②補助事業者

- (1) 製造業者等・・・福井県内に本社を有し、製造業（日本標準産業分類の大分類E）を営む企業（個人事業主を含む）または団体および関連する卸売業を営む企業または団体
- (2) 企業によるグループ・・・2社以上の企業または団体によるグループで、構成員の過半数が製造業者等からなるグループ

※申請にあたってはグループの代表者を決め、グループの代表者名で申請すること。この場合、代表者が行う事業に限らず構成員が行う事業も対象とすることができるものとする。代表事業者は構成員の当該事業に係る支出の証拠書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）を取りまとめ、検査時に備えておくこと。また、補助金交付申請の際は、構成員は代表事業者に対して、自社分の補助対象経費に係る補助金の請求を委任状にて委任すること。代表事業者は経費負担分に応じて補助金を構成員に分配すること。なお、構成員との取引に係る経費（機器の貸借費や加工費、物品の購入費等）は補助対象外とする。

③補助率

1 / 2

④補助限度額

製造業者等：1,000千円 企業によるグループ：2,000千円

⑤補助事業の例・想定

- ・ロゴマークをモチーフにした大会用ストラップ、ピンバッジの開発
- ・イベントの記念キーホルダーやバッジの開発 等

⑥補助対象経費

下表のとおりとする。

経費区分	経費内訳	内容
事業費	原材料費	・試作品開発のための原料、副資材等の購入に要する経費（織物を作るための繊維、樹脂製品を作るための樹脂ペレット等）
	試作品製作機械装置費	・試作品製作の機械装置または工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・試作品製作の機械装置または工具・器具を製作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費 (なお、「改良」とは、機能を高め、または耐久性を増すための行為をいい、「修繕」とは、機能を維持するために行う修理、保守をいう)
	外注加工費	・試作品開発のための原材料等の再加工等の外注を行う場合に外注先への支払いに要する経費 ※外注加工とは、明確な仕様書を作成して加工等を依頼するもので、研究開発要素を含まないものとする ※ただし、分析試験等において、福井県が設置した公設試験

	<p>研究機関等に支払う経費等は補助対象外</p> <p>※機械装置や工具・器具の部品等を外注で作成・加工する場合は、機械装置費とする</p> <p>※外注先が機器・設備等を購入する費用は補助対象外</p>
専門家謝金	<p>・外部からの技術指導等を受ける場合の専門家に支払われる謝金および旅費等の経費</p> <p>※自社の社員の旅費は補助対象外</p> <p>※福井県が設置した公設試験研究機関および（公財）ふくい産業支援センターに支払う経費は補助対象外</p> <p>※海外旅費は補助対象外</p>
産業財産権取得費	<p>・商品開発と密接に関連し、販路開拓に必要となる商標、意匠等の産業財産権取得に必要な経費（弁理士への手続き代行費用等）</p> <p>※ただし、補助対象期間中に契約および支払いがなされるものに限る。</p> <p>※以下は補助対象外とする。</p> <p>・海外への出願に要する経費</p> <p>・日本特許庁に納付される経費（特許出願手数料、審査請求料及び特許料等）</p>
その他経費	<p>・通信運搬費、雑役務費等その他知事が特に必要と認めたもの</p>

※印刷やシールの貼付等により既存の商品にイベントのロゴを入れるだけの場合（ロゴ入れのみを外注する場合も含む）は対象外

※Web ページの作成やアプリケーションプログラムなどのソフトウェアの作成は対象外

注意事項（別紙関連）

1 申請回数の制限について

同一企業による申請は、新商品開発支援、ノベルティグッズ等開発支援それぞれ各1回を限度とする。（企業によるグループの構成員での参加も含む）

2 ふくいの逸品創造ファンド事業助成金について

（公財）ふくい産業支援センターが実施する「ふくいの逸品創造ファンド事業」の助成金に申込予定または申込みしている事業については、当該補助事業の対象外とする。

3 補助対象経費について

（1）補助対象経費は、補助事業者が補助事業の実施に要する経費のうち、補助対象期間中に発注し、納品、支払を終えたものに限る。交付決定日前に発注、契約等を実施したものは補助対象外。

※クレジットカード、手形等に関しては口座から引き落とされたもの

（2）補助対象経費により所得した物品等については、発注書控、仕様書、注文書、注文請書、納品書、請求書、振込明細書、領収書等の証拠書類および発注書図面等の整備、保管が必要。

（3）書類や補助事業で取得した物品等については、交付要綱に基づき、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間とする。ただし、機械装置を購入した場合には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）の規定に基づき、その該当償却期間、整備、保管が必要。

（4）「補助事業が完了した日」とは、商品開発および経費の支払い、その他手続き等が完了した日とし、補助対象期間内に補助事業に係る全ての支払を完了させた後に実績報告書を提出すること。

4 補助対象外経費について

（1）保証金、敷金、保険料および租税公課

※消費税については対象経費となるが、申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、前記対象経費に係る消費税は全て対象外となる（ただし、消費税仕入控除税額の確定後の返還を選択する場合はこの限りでない。）

（2）汎用性があり、目的外使用になり得るもの（文房具など）の購入費

（3）子会社等からの機器の貸借費や加工費、物品の購入費等

（4）生産を行うための直接的な経費（生産機械・備品購入費等）

（5）直接売上や利益につながる経費

（6）補助事業者（自社、親会社、子会社、関連会社及び関係会社、グループ構成員等）の利益相応額が含まれる調達

（7）銀行振込の場合の振込手数料

※ただし、振込手数料が仕入先等の負担となる場合、振込額と振込手数料の合計額が支払額となるので、当該振込手数料を補助対象とする。

（8）中古品の購入

（9）懇談会費、接待費、交際費および遊興・娯楽に要する費用

（10）人件費、家賃、光熱費、他団体への負担金および組合員のための福利厚生費

（11）福井県が設置した公設試験研究機関に支払う経費

（12）その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費